

平成25年2月1日

第2459号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 皆伐面積の限度（34・森林整備課）…………… 1
- 市街地再開発組合の定款の変更の認可（35・建築住宅課）…………… 3
- 道路区域の変更（36、37・北秋田地域振興局建設部）…………… 3
- 道路区域の変更（38・山本地域振興局建設部）…………… 4
- 道路区域の変更（39・平鹿地域振興局建設部）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 5
- 県営土地改良事業の換地処分（山本地域振興局農林部）…………… 5

収用委員会告示

- 収用の裁決手続の開始の決定（1）…………… 5

告 示

秋田県告示第34号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）を次のとおり公表する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）		所 在 市 町 村
	水源かん養保安林 （ヘクタール）	土砂流出防備保安林 （ヘクタール）	
米 代 川 上 流	1,601.86	76.04	鹿角市、小坂町
米 代 川 中 流	1,795.53	194.13	大館市、北秋田市
阿 仁 川	1,712.04	111.34	北秋田市、上小阿仁村
米 代 川 下 流	762.64	94.41	能代市、藤里町
水 沢 川	274.38	84.00	八峰町
三 種 川	54.60	16.56	三種町
馬 場 目 川	239.56	5.70	潟上市、五城目町、井川町
男 鹿 地 区	4.84	7.03	男鹿市
太 平 川	230.26	5.70	秋田市
雄 物 川 下 流	578.26	74.46	秋田市、大仙市
玉 川	1,202.24	101.10	仙北市
川 口 川	247.94	33.14	大仙市、美郷町
平 鹿 地 区	475.03	61.86	横手市

皆 瀬 川	523.40	171.90	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄 物 川 上 流	742.00	103.12	湯沢市、羽後町
子 吉 川 下 流	207.22	42.60	由利本荘市
子 吉 川 上 流	565.35	78.99	由利本荘市、羽後町
白 雪 川	188.98	5.57	由利本荘市、にかほ市
同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (残存許容限度) (ヘクタール)		所 在 市 町 村
八 峰 飛砂防備保安林	9.22		八峰町
能 代 〃	17.62		能代市
三 種 〃	0.40		三種町
男 鹿 〃	1.90		男鹿市
潟上・秋田北 〃	0.50		秋田市、潟上市
秋 田 南 〃	23.38		秋田市
由 利 本 荘 〃	6.88		由利本荘市
に か ほ 〃	0.10		にかほ市
八 峰 防風保安林	0.96		八峰町
三 種 〃	0.24		三種町
男 鹿 〃	12.46		男鹿市
秋 田 南 〃	0.62		秋田市
米代川上流 干害防備保安林	0.64		鹿角市
米代川中流 〃	23.42		大館市、北秋田市
阿 仁 川 〃	1.82		北秋田市
米代川下流 〃	3.00		藤里町
三 種 川 〃	34.12		三種町
馬 場 目 川 〃	42.02		潟上市、井川町
男 鹿 地 区 〃	1.20		男鹿市
太 平 川 〃	1.00		秋田市
雄物川下流 〃	7.90		秋田市、大仙市
玉 川 〃	4.74		仙北市
川 口 川 〃	3.26		大仙市、美郷町
平 鹿 地 区 〃	2.56		横手市

皆 瀬 川 干害防備保安林	7.00	湯沢市、東成瀬村
雄物川上流	3.58	湯沢市
子吉川下流	15.18	由利本荘市
子吉川上流	2.34	由利本荘市
白 雪 川	2.94	にかほ市
秋 田 保 健 保 安 林	7.64	秋田市
河 辺	0.62	秋田市
角 館	0.64	仙北市
田 沢 湖	2.58	仙北市
皆 瀬	0.28	湯沢市
本 荘	0.20	由利本荘市
五 城 目	2.38	五城目町

秋田県告示第35号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 市街地再開発組合の名称
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 事業施行期間
平成21年2月6日から平成25年3月31日まで
- 施行地区
秋田市中通一丁目67番、68番、69番及び70番
- 事務所の所在地
秋田市中通一丁目4番3号
- 設立認可の年月日
平成21年2月6日
- 定款の変更の認可の年月日
平成25年2月1日

秋田県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	二ツ井森 吉線	A 北秋田市増沢字白畑沢24番1地先から川井字オノ神43番1地先まで	6.00~22.00	5.580
			B 北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から川井字オノ神50番3地先まで	9.30~65.00	5.127

	新	二ツ井森吉線	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から川井字才ノ神50番3地先まで	9.30~73.20	5.127
--	---	--------	-----------------------------------	------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	木戸石鷹巣線	北秋田市木戸石字屋布岱54番地先から脇神字佐助岱38番2まで	7.00~39.00	5.645
	新	木戸石鷹巣線	北秋田市木戸石字上ノ山110番4地先から脇神字佐助岱38番2まで	7.00~39.00	5.238

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	能代五城目線	A 山本郡三種町上岩川字西増浦192番地先	11.80~18.80	0.036
			B 山本郡三種町上岩川字西増浦192番地先から字西増浦194番2地先まで	11.80~14.30	0.040
	新	能代五城目線	B 山本郡三種町上岩川字西増浦192番地先から字西増浦194番2地先まで	11.80~14.30	0.040

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	湯沢雄物川大曲線	A 横手市雄物川町薄井字薄井73番1地先から大雄字六町367番1地先まで	4.50~21.00	2.713
			B 〃	10.80~133.50	2.201
	新	湯沢雄物川大曲線	横手市雄物川町薄井字薄井73番1地先から大雄字六町367番1地先まで	10.80~37.70	2.201

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年2月1日から同月14日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 男鹿潟上南秋教育会館
- 3 代表者の氏名
小 野 基 司
- 4 主たる事務所の所在地
潟上市天王字追分西93番地11
- 5 定款に記載された目的

この法人は、現職・退職教職員、地域住民など広範な人々と協同して、教職員、地域の住民に教育研究やサークル活動の場を提供することによって健全なる学校教育と社会教育の推進を図ることを目的とすると共に、地域の子どもに学校外活動の支援を行うこととひきこもりの青年たちのために生活・勉学と就労を支援することによって、青少年が自分らしく生き社会の一員として生活できる社会の創造に貢献することを目的とする。

平成25年1月25日県営土地改良事業（地先干拓地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項に基づき、公告する。

平成25年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年2月1日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 起業者の名称
国土交通大臣 太 田 昭 宏
上記代理人 東北地方整備局長 徳 山 日出男
- 2 事業の種類
一級河川子吉川水系子吉川改修工事（石脇地区河道掘削・左岸：秋田県由利本荘市下川原中島地内から同市八幡下地内まで、右岸：秋田県由利本荘市石脇字石ノ花地内から同市川口字下菖蒲崎地内まで）

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)			
		公簿	現況	登記簿上	実測				
秋田県由利本荘市石脇字下夕畑	78番1	雑種地	川欠	161	161.03		161.03		
	78番2	雑種地	川欠	29	29.04		29.04		
	78番3	雑種地	川欠	72	72.16		72.16		
	79番1	雑種地			115	115.02		115.02	
			雑種地			内	62.70	内	62.70
			川欠			訳	52.32	訳	52.32
	79番2	雑種地	川欠	158	158.86		158.86		

4 土地所有者の氏名及び住所

土地登記簿名義人打矢巳之助（改名後：打矢藤次兵衛）の法定相続人

古 館 シ ゾ（持分24分の8）

東京都大田区田園調布二丁目22番3号

石 川 容 子（持分24分の8）

埼玉県所沢市御幸町3番12-908号エクセルシオール所沢

西 英 子（持分24分の1）

北海道札幌市手稲区手稲本町2条5丁目12番56-403号

種子田 節 子（持分24分の1）

鹿児島県霧島市隼人町東郷547番地2

廣 瀬 妙 子（持分24分の1）

神奈川県藤沢市藤が岡2丁目2番D2-306号

佐々木 公 子（持分24分の1）

秋田県由利本荘市後町44番地

粥 川 紀 子（持分24分の1）

北海道室蘭市祝津町4丁目2番地道管アパートA-102号

打 矢 駿（持分24分の1）

京都府京都市伏見区久我森の宮町7番地の122

打 矢 幸 弘（持分24分の1）

静岡県富士市松岡371番地の1

打 矢 知 司（持分24分の1）

東京都江東区東砂1丁目6番7号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

秋田県由利本荘市石脇字下夕畑79番1について

国土交通大臣 太田 昭宏

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

使用借権

6 裁決手続の開始を決定した日

平成25年1月24日